

1 児童発達支援センターについて

- 平成24年4月の児童福祉法改正により、より身近な地域で一人ひとりの特性に応じた適切な療育を提供する体制を目的として事業の再編が行われ、地域の中核的な療育支援施設としての役割を担う「児童発達支援センター」が創設されました。
- 児童発達支援センターは、身近な地域における通所支援機能である「児童発達支援」に加え、地域支援機能である「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」を行うこととされ、これらの機能に加え、関係機関等と連携を図りながら重層的な支援を行い、児童発達支援事業所との支援ネットワークを構築しています。
- 札幌市の障害児通所支援事業所数は、平成24年当時全国で最も多く、それらの事業所と連携し、地域における療育支援の充実を目指す児童発達支援センターの役割は非常に大きいことから、児童療育に深く関わりのある団体と検討を重ね、同年10月に児童発達支援センターのあり方（基本方針）をまとめました。
- 令和7年度現在、市内には下記のとおり9つの児童発達支援センターが設置され、センターごとに担当エリアを分け、各エリア内の障害児通所支援事業所との連携を深めるため、情報共有や研修会の開催等の取組みを行っています。

施設名	住所	担当エリア
札幌市はるにれ学園	中央区北7条西26丁目	中央区 西区（二十四軒、八軒）
たくあいアクティビティ「むう（夢）」	北区あいの里1条6丁目	北区（あいの里、篠路、太平、拓北、屯田、百合が原）
札幌市みかほ整肢園※	東区北17条東5丁目	北区（新川、北6条～34条） 東区（本町、苗穂町、北4条～23条）
むぎのこ児童発達支援センター	東区北36条東8丁目	北区（新琴似、北35条～40条） 東区（伏古、東苗穂、東雁来、北24条～51条）
榆の会きらめきの里	厚別区厚別町下野幌	厚別区 清田区
札幌市ひまわり整肢園	豊平区平岸4条18丁目	白石区
札幌市かしわ学園	豊平区平岸4条18丁目	豊平区
ときわ児童発達支援センター	南区常盤3条1丁目	南区
児童発達支援センターさんりんしゃ	西区福井4丁目	西区（二十四軒、八軒以外） 手稻区

※指定管理施設：受託法人　社会福祉法人麦の子会

2 基本方針の改定について

（1）前回改定時の状況（平成31年3月）

市内において児童発達支援・放課後等デイサービス等通所支援施設が急増したことに伴い、療育の質の低下等が懸念されたため、平成29年3月に札幌市障がい者施策推進審議会に諮問し、別に設置した「障がい児支援体制検討部会」の答申を踏まえ、平成31年3月に改定を行いました。

- 主な改定項目：「家族支援の実施」「相談支援の拠点」「地域支援の充実」について追記・見直し、児童発達支援センターを中心とした支援体制の図示化等

（2）今回の改定について（令和7年度末改定予定）

令和6年の改正児童福祉法の施行により、児童発達支援センターが地域における中核施設と位置づけられたこと等を受け、内容を一部修正するもの。国の示す内容（別紙のとおり）を踏まえつつ、札幌市における障害児通所支援が目指すべき方向性なども明記する予定。

改定に係る内容や文言については、これまで児童発達支援センター会議において、令和6年度は計5回、今年度（9月現在）は計4回協議の場を設け、検討を重ねているところ。

3 今後の進め方について

児童発達支援センターの中核機能の一つとして掲げられているインクルージョンの推進を実現するためには、センターと保育関係者等が顔の見える関係性を構築し、障がい児への支援を重層的に行っていく必要があります。センター会議では保育所等との更なる連携を求める声も上がっていることから、今回の改定に当たって、保育現場等の意見を取り入れるべく、保育・教育関係部局及び関係団体を交えた意見交換会の開催を検討します。

【意見交換会の参加者について（予定）】

関係団体：児童発達支援センター、保育所・幼稚園関係団体、自立支援協議会子ども部会

関係部局：保健福祉局、子ども未来局、教育委員会

【今後のスケジュール（予定）】

11月～12月 意見交換会

1月～2月 改定案作成

3月 障がい者施策推進審議会にて報告